



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

208	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
209	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)..... 1
210	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(")..... 2
211	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")..... 2
212	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 2
213	指定障害児通所支援事業者の指定	(")..... 3
214	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 3
215	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 4
216	〃	(")..... 4
217	〃	(")..... 5
218	農用地利用配分計画の認可	(")..... 5
219	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 5

告 示

和歌山県告示第208号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年4月26日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成28年2月26日

2 名称

特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター

3 代表者の氏名

和田安生

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠見中24-8

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第209号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指

定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401230	ウォーターワンデイサービス株式会社	一織庵デイサービス海南	海南市日方1512-3	通所介護	平成28.3.1	平成34.2.28

和歌山県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071500700	有限会社メディカルサービス有田	ゆりのき苑支援センター	有田市宮崎町456-1	居宅介護支援	平成28.3.1	平成34.2.28
3072300795	株式会社真晴	ケアプランセンターはまの	新宮市井の沢1番28号	居宅介護支援	平成28.3.1	平成34.2.28

和歌山県告示第211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001204	株式会社Mahalo	まはろ	橋本市東家四丁目18番18号 井上ビル603	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.3.1	平成34.2.28 平成30.3.31
3072201548	合同会社輝	在宅介護サービスほっこり	田辺市栄町23番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.3.1	平成34.2.28 平成30.3.31

和歌山県告示第212号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100357	はなのいえ	和歌山市広原字川越11-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	有限会社プランニングレリーフ	和歌山市手平3-1-39	平成28.2.29

和歌山県告示第213号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052000068	放課後等デイサービスらん	御坊市湯川町小松原650番1	放課後等デイサービス	株式会社松山	御坊市藤田町吉田726番地50	平成28.3.1

和歌山県告示第214号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「original A+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「original J+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「original L+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「original R+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「SPEED」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「ICE Impact」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「ICE Impact SECOND」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「ICE Impact THIRD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Redorgasm」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「WhiteSplash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「CrazyViolet」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「Crystal Eye」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Cork」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「COOL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER EXTRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (19) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER HARD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Energy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND ICEⅡ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「K2 Dove」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「expoiz FirEⅢ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「expoiz GammaⅡ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「High S Ⅲ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND Rush」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「K2 Black」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「K2 Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「K2 Solid」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成28年3月8日

和歌山県告示第215号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月21日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第71号-1	紀の川市豊田字塚101-1外1筆
平成27年度第71号-2	紀の川市枇杷谷字下ノ荒67-1外4筆
平成27年度第71号-3	紀の川市名手市場字庄屋789-1

和歌山県告示第216号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月21日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第72号-1	和歌山市吐前字田浦1-1外2筆
平成27年度第72号-2	和歌山市東田中字中田120外1筆

和歌山県告示第217号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月21日まで縦覧に供する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第73号	田辺市秋津川字森之尾1041-21

和歌山県告示第218号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年2月26日に認可した。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第64号-1	日高郡みなべ町東本庄字向山23
平成27年度第64号-2	日高郡みなべ町東本庄字向山27-1
平成27年度第64号-3	日高郡みなべ町東本庄字久地424-2
平成27年度第64号-4	日高郡みなべ町東本庄字芦谷口1773-65
平成27年度第64号-5	日高郡みなべ町熊岡字狼烟尾754-31
平成27年度第64号-6	日高郡みなべ町晩稲字風呂エコ287-1外2筆
平成27年度第64号-7	日高郡みなべ町山内字岡山756-1外1筆
平成27年度第64号-8	日高郡みなべ町西本庄字東代外1177
平成27年度第64号-9	日高郡みなべ町西本庄字桑谷294-26外7筆
平成27年度第65号	和歌山市大垣内字田出原682-1

和歌山県告示第219号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成28年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町和深、田並、有田、潮岬、出雲、鬮野川又は串本に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	串本小型定置